



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年6月30日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	吉川	内線3069 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和8年4月分 毎月勤労統計調査結果

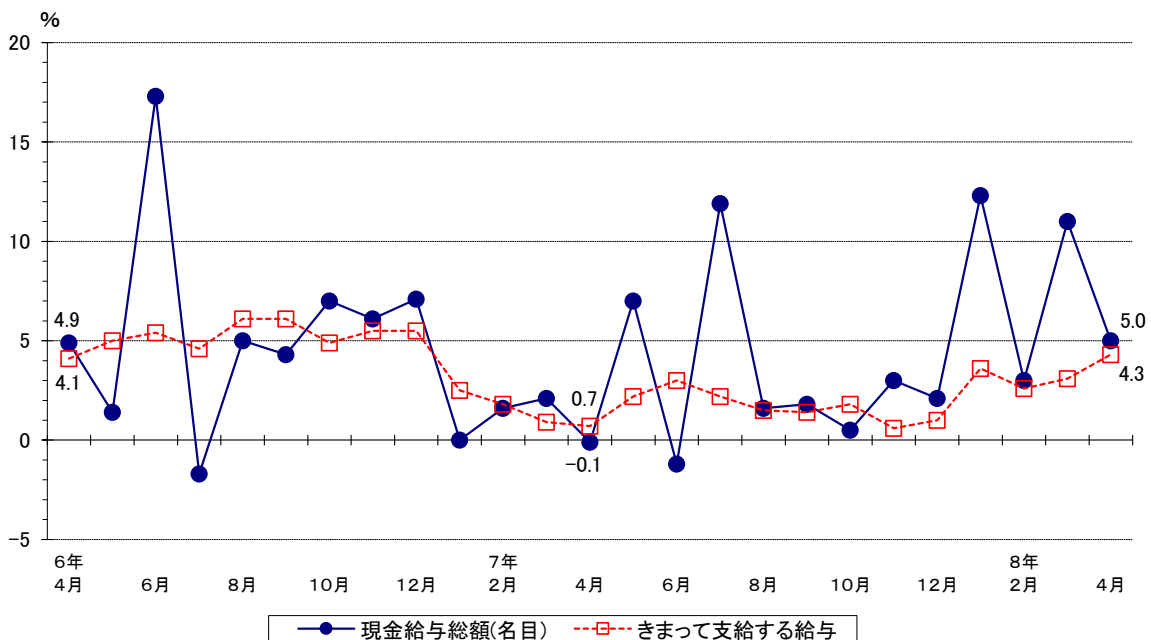
賃金

- 4月のきまって支給する給与は、規模5人以上で262,439円、前年同月比4.3%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では295,488円、前年同月比4.3%増で、28ヶ月連続で前年同月を上回った。
- 特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で269,902円、前年同月比5.0%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では304,686円、前年同月比5.0%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与	実数	前年同月差
【事業所規模5人以上】												
調 査 産 業 計	269 902	95.3	△7.1	5.0	262 439	2.8	4.3	243 658	4.0	18 781	7 463	1 869
建 設 業	358 680	99.2	△27.4	4.0	354 639	0.0	5.5	340 632	7.5	14 007	4 041	△ 4 647
製 造 業	344 564	109.0	△6.3	13.8	326 442	3.6	11.6	290 481	10.1	35 961	18 122	7 794
卸 売 業、小 売 業	190 578	85.7	3.8	△7.9	187 399	4.5	△6.4	179 757	△6.5	7 642	3 179	△ 3 676
医 療、福 祉	253 369	89.8	△15.8	△1.6	251 593	0.0	△2.3	240 447	△1.5	11 146	1 776	1 515
【事業所規模30人以上】												
調 査 産 業 計	304 686	94.7	△10.7	5.0	295 488	2.8	4.3	269 312	3.7	26 176	9 198	2 613
建 設 業	344 246	80.6	△47.9	△2.7	343 689	0.6	△2.8	321 514	△0.4	22 175	557	557
製 造 業	361 744	107.0	△9.5	10.8	342 691	2.8	8.6	302 778	8.0	39 913	19 053	7 802
卸 売 業、小 売 業	222 040	91.4	8.0	0.6	215 402	6.2	5.5	208 106	5.4	7 296	6 638	△ 9 828
医 療、福 祉	305 420	91.9	△18.7	0.9	304 896	1.3	0.7	289 667	2.0	15 229	524	340

図1 賃金の動き(前年同月比)ー規模30人以上・調査産業計ー



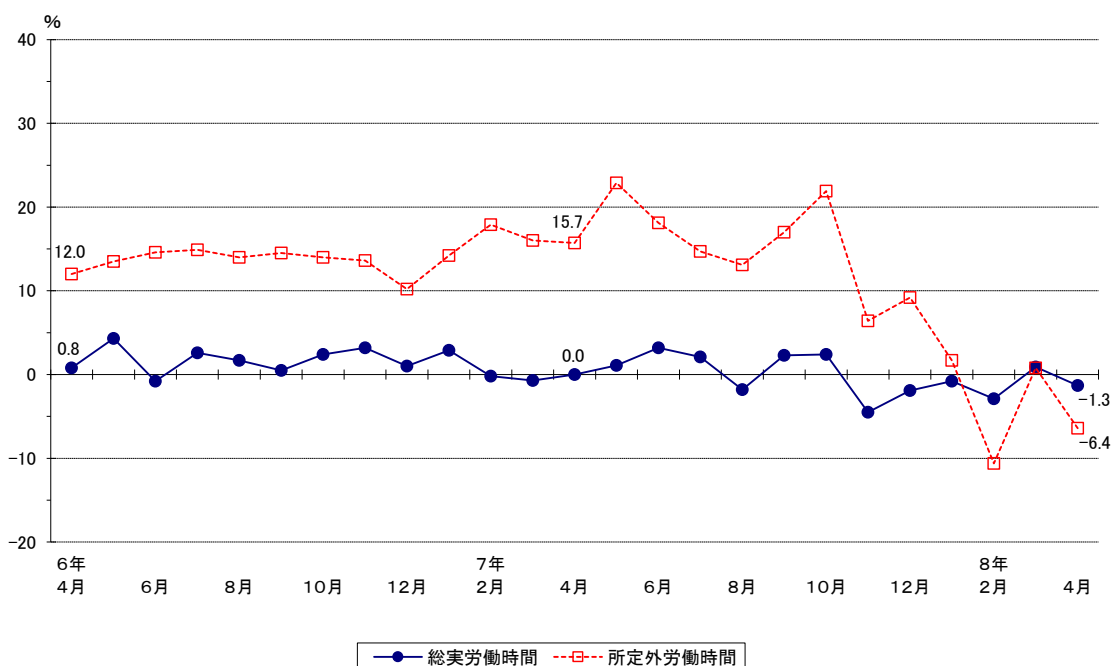
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で138.9時間、前年同月比0.5%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では149.5時間、前年同月比1.3%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.3時間、前年同月比2.8%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では13.1時間、前年同月比6.4%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出勤日数		
	実数				所定外労働時間			実数	前月差	前年同月差
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比			
【事業所規模5人以上】 調査産業計	138.9	101.8	4.2	△0.5	10.3	1.0	△2.8	18.1	0.9	0.0
建設業	167.0	104.3	8.8	△1.6	8.0	△10.1	△23.0	20.8	1.6	△0.1
製造業	169.8	109.8	6.7	4.5	18.1	8.4	16.8	19.8	1.2	0.4
卸売業、小売業	121.6	96.1	6.4	△1.8	5.4	8.1	△12.9	17.6	1.0	0.1
医療、福祉	123.1	94.8	0.1	△3.5	4.0	0.0	△13.0	17.3	0.2	△0.3
【事業所規模30人以上】 調査産業計	149.5	105.1	3.3	△1.3	13.1	0.0	△6.4	18.5	0.8	△0.1
建設業	160.8	101.3	12.4	△7.0	10.9	△2.8	△29.3	19.8	2.1	△0.9
製造業	171.5	109.9	5.9	1.9	19.4	7.1	6.6	19.6	1.0	0.3
卸売業、小売業	129.2	102.1	3.1	1.2	6.7	4.7	31.4	18.3	0.8	0.4
医療、福祉	133.9	96.7	△0.9	△6.9	4.3	△4.4	△23.2	17.7	0.2	△0.9

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で749,280人、前年同月比1.8%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。
- また、規模30人以上では416,110人、前年同月比1.4%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で27.9%となり、前年同月差0.6ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	749 280	106.5	0.2	1.8	35.6	△ 0.6	3.71	3.30
建 設 業	36 993	106.2	1.0	1.5	5.3	△ 1.0	1.97	0.95
製 造 業	187 495	104.5	0.7	△ 0.4	12.4	△ 4.3	2.86	1.37
卸 売 業、小 売 業	124 839	103.4	0.7	△ 1.4	57.8	2.4	2.97	2.34
医 療、福 祉	128 710	112.7	0.4	1.2	45.4	4.9	4.27	3.84
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	416 110	104.7	0.1	1.4	27.9	△ 0.6	3.79	3.41
建 設 業	13 719	119.9	0.5	△ 1.6	4.8	1.6	2.14	1.61
製 造 業	141 869	105.9	0.8	0.6	10.1	△ 0.8	2.69	1.23
卸 売 業、小 売 業	46 343	108.9	2.1	△ 0.2	59.5	△ 1.0	3.90	1.85
医 療、福 祉	69 738	99.6	△ 1.0	△ 0.1	35.7	2.7	5.12	6.15

図3 常用雇用の動き（前年同月比）—規模30人以上・調査産業計—

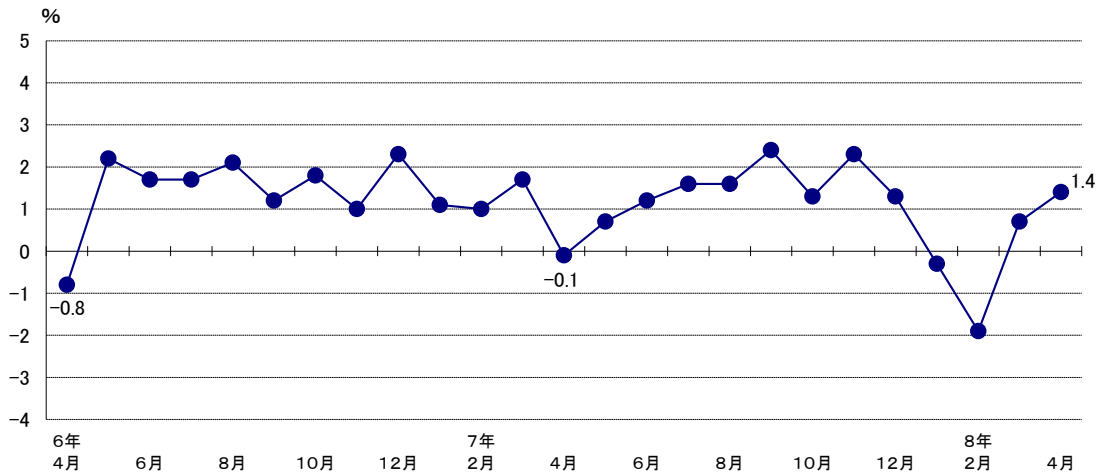
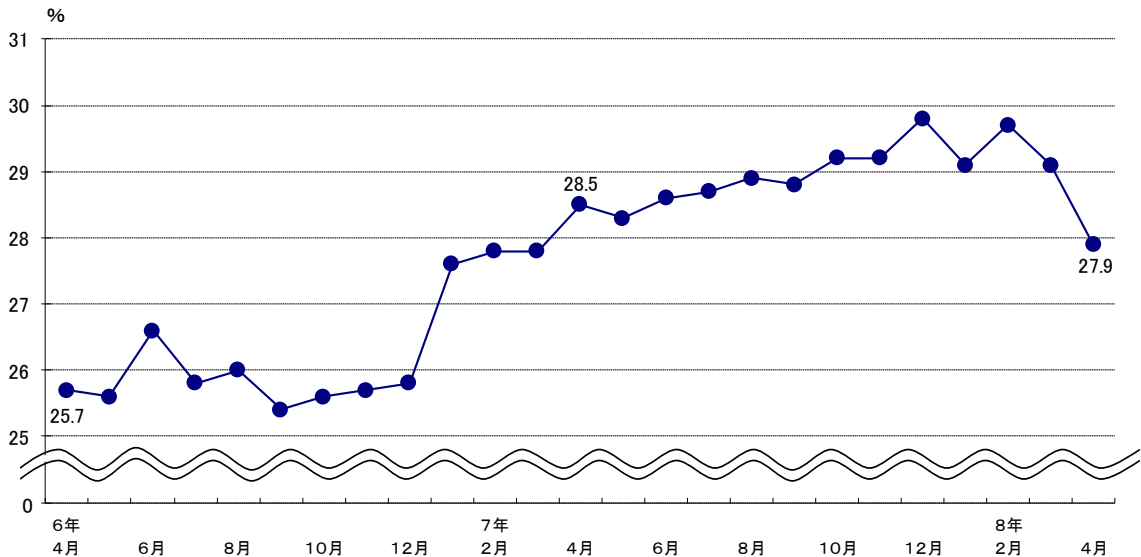


図4 パートタイム労働者比率の動き—規模30人以上・調査産業計—



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。

令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。

従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。

- 4 令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス-活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。

各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 きまって支給する給与（定期給与）とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
- 7 特別に支払われた給与（特別給与）とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 8 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 9 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

<統計課ホームページ>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>